

## 博物館の登録基準の策定に関する基本的な考え方（案）

### ■新博物館法第13条（抜粋）

- 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### （1）博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

（考え方の方向性）

- ・ 博物館の基本的な運営方針が定められ、公益性が確保されているか
- ・ 博物館資料の収集・管理の方針が定められ、目録が作成されているか
- ・ 博物館資料の展示や調査研究、利用者への学習機会の提供を行う体制があるか

### （2）学芸員その他の職員の配置

（考え方の方向性）

- ・ 博物館の適切なマネジメントを行う館長が置かれているか
- ・ 扱われる博物館資料についての専門性を持った学芸員が置かれているか
- ・ 博物館の職員に対する研修など能力向上の機会が確保されているか

### （3）施設及び設備

（考え方の方向性）

- ・ 博物館資料の収集や保管等を、安定的・継続的に行う施設設備があるか
- ・ 防災や防犯の観点から必要な対応がなされているか
- ・ 使用言語や障害の有無など、多様な人々が利用できるよう対応がなされているか

博物館が最低限備えるべき要件として、これらの観点から、都道府県等の教育委員会が参酌すべき基準として文部科学省令を大綱的に定めるとともに、登録基準を超えたこれからの「望ましい博物館の姿」についても、現行の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と同様、文部科学大臣告示によって示すことで博物館の質の向上につなげてはどうか。